

寒川町介護保険法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 30 年 5 月 25 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第 15 号

寒川町介護保険法施行細則の一部を改正する規則

寒川町介護保険法施行細則(平成 25 年寒川町規則第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 7 号様式中「3 割」の次に「(介護保険負担割合証に記載の「利用者負担の割合」欄に記載された割合が 3 割である場合は 4 割)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に、この規則による改正前の寒川町介護保険法施行細則(以下「旧規則」という。)第 6 条第 3 項の規定により交付した介護保険資格者証は、改正後の寒川町介護保険法施行細則第 6 条第 3 項の規定により交付する介護保険資格者証とみなす。

(残存用紙の使用)

- 3 この規則の施行前に、旧規則の規定により既に調製された様式で現に残存するものに限り、所要の調整をし、当分の間使用することができる。